

投票区	設置番号	設置場所名称	設置場所住所
31	31-8		
31	31-9		
31	31-10		
31	31-11		
32	32-1		
32	32-2		
32	32-3		
32	32-4		
32	32-5		
32	32-6		
33	33-1		
33	33-2		
33	33-3		
33	33-4		
33	33-5		
33	33-6		
33	33-7		
33	33-8		
33	33-9		
33	33-10		
33	33-11		
34	34-1		
34	34-2		
34	34-3		
34	34-4		
34	34-5		
34	34-6		
34	34-7		
34	34-8		
34	34-9		
34	34-10		
34	34-11		
35	35-1		
35	35-2		
35	35-3		
35	35-4		
35	35-5		
35	35-6		
36	36-1		
36	36-2		

投票区	設置番号	設置場所名称	設置場所住所
36	36-3		
36	36-4		
36	36-5		
36	36-6		
36	36-7		
37	37-1		
37	37-2		
37	37-3		
37	37-4		
37	37-5		
37	37-6		
37	37-7		
37	37-8		
37	37-9		
38	38-1		
38	38-2		
38	38-3		
38	38-4		
38	38-5		
38	38-6		
38	38-7		
39	39-1		
39	39-2		
39	39-3		
39	39-4		
40	40-1		
40	40-2		
40	40-3		
40	40-4		
41	41-1		
41	41-2		
41	41-3		
41	41-4		
41	41-5		
41	41-6		
41	41-7		
41	41-8		
41	41-9		
42	42-1		
42	42-2		

投票区	設置番号	設置場所名称	設置場所住所
42	42-3		
42	42-4		
42	42-5		
42	42-6		
43	43-1		
43	43-2		
43	43-3		
43	43-4		
43	43-5		
43	43-6		
43	43-7		
44	44-1		
44	44-2		
44	44-3		
44	44-4		
44	44-5		
44	44-6		
44	44-7		
44	44-8		
44	44-9		
44	44-10		
44	44-11		
45	45-1		
45	45-2		
45	45-3		
45	45-4		
45	45-5		
45	45-6		
45	45-7		
45	45-8		
45	45-9		
45	45-10		
45	45-11		
46	46-1		
46	46-2		
46	46-3		
46	46-4		
46	46-5		
46	46-6		
46	46-7		

投票区	設置番号	設置場所名称	設置場所住所
46	46-8		
46	46-9		
46	46-10		
46	46-11		
46	46-12		
47	47-1		
47	47-2		
47	47-3		
47	47-4		
47	47-5		
47	47-6		
48	48-1		
48	48-2		
48	48-3		
48	48-4		
48	48-5		
48	48-6		
48	48-7		
48	48-8		
48	48-9		
48	48-10		
48	48-11		
48	48-12		
49	49-1		
49	49-2		
49	49-3		
49	49-4		
49	49-5		
49	49-6		
49	49-7		
49	49-8		
49	49-9		

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第16号

直接請求に必要な選挙人の数について

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による直接請求、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による教育長又は委員の解職請求並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）に規定する合併協議会設置の請求及び合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に必要な令和元年7月3日現在の選挙人名簿における、選挙人の数は、次のとおりです。

令和元年7月3日

宇治市選挙管理委員会

委員長 長谷部 松子

1 地方自治法第74条及び第75条並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条及び第5条に規定する選挙権を有する者の50分の1の数

3,121人

2 地方自治法第76条、第80条、第81条及び第86条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条に規定する選挙

権を有する者の3分の1の数

52,016 人

3 市町村の合併の特例に関する法律第4条及び第5条に規定する

選挙権を有する者の6分の1の数

26,008 人

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第17号

投票管理者及び同職務代理者の選任について

令和元年7月21日執行予定の第25回参议院議員通常選挙における投票管理者及び同職務代理者を次のとおり選任します。

令和元年7月3日

宇治市選挙管理委員会

委員長 長谷部 松子

投票区	投票管理者		同左の職務代理者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
第1区				
第2区				
第3区				
第4区				
第5区				
第6区				
第7区				
第8区				
第9区				
第10区				
第11区				
第12区				
第13区				
第14区				
第15区				
第16区				
第17区				
第18区				
第19区				
第20区				
第21区				
第22区				
第23区				
第24区				
第25区				
第26区				
第27区				
第28区				
第29区				
第30区				
第31区				
第32区				
第33区				
第34区				
第35区				
第36区				
第37区				
第38区				
第39区				
第40区				
第41区				
第42区				
第43区				
第44区				
第45区				
第46区				
第47区				
第48区				
第49区				

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第18号

期日前投票所の場所について

令和元年7月21日執行の第25回参议院議員通常選挙における期日前投票所の場所を次のとおり定めます。

令和元年7月4日

宇治市選挙管理委員会

委員長 長谷部 松子

京都府宇治市宇治琵琶33番地

宇治市役所

(揭示済)

在外選挙人の国内における投票に係る期日前投票所の場所について

令和元年7月21日執行の第25回参议院議員通常選挙において、在外選挙人の国内における投票に係る期日前投票所を次のとおり指定します。

令和元年7月4日

宇治市選挙管理委員会

委員長 長谷部 松子

京都府宇治市宇治琵琶33番地

宇治市役所

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第19号

宇治市選挙管理委員会告示第20号

選挙管理委員会の招集について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第188条の規定により、次のとおり選挙管理委員会を招集します。

令和元年7月8日

宇治市選挙管理委員会

委員長 長谷部 松子

日 時 令和元年7月18日（木） 午前10時～

場 所 宇治市役所 選挙管理委員会室

議 題 委員長の選挙について 他

日 時 令和元年7月21日（日） 午前9時～

場 所 宇治市役所 501会議室

議 題 選挙人名簿登録の抹消について 他

日 時 令和元年8月8日（木） 午前10時～

場 所 宇治市役所 選挙管理委員会室

議 題 選挙人名簿の登録を行う日について 他

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第21号

投票管理者職務代理者の選任について

令和元年7月21日執行の第25回参議院議員通常選挙における投票管理者職務代理者を次のとおり選任します。

令和元年7月13日

宇治市選挙管理委員会

委員長 長谷部 松子

投票区	投票管理者職務代理者	
	住 所	氏 名
第2区		
第33区		
第45区		

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第22号

委員長の就任について

令和元年7月18日開催の委員会において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第187条第1項の規定による選挙の結果、次の者が委員長に就任しました。

令和元年7月18日

宇治市選挙管理委員会

委員長 長谷部 松子

住所

氏名

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第23号

委員長職務代理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第187条第3項の規定により、次の者を委員長職務代理者に指定しました。

令和元年7月18日

宇治市選挙管理委員会

委員長 長谷部 松子

住所

氏名

(揭示済)

監 査 委 員

宇治市監査委員公表第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表します。

令和元年7月24日

宇治市監査委員

森 真二

松岡 ゆかり

鳥居 進

1 監査の結果を公表した日

令和元年5月21日（宇治市監査委員公表第8号）

2 当該通知に係る事項

次のとおり。

監査対象 人権環境部 男女共同参画課

監査期間 平成31年2月1日 ～ 同年3月26日

監査結果（指摘事項）		措置状況等（改善内容）
1	使用料収入状況について 入金が遅れが見受けられた。今後は適正な事務の執行に努められたい。	自動車駐車場使用料・男女共同参画支援センター使用料の入金遅れにつきましては、早急な是正を実施し、調定後すみやかに入金するよう改善いたしました。今後も入金遅れが生じないよう、事務の適正化に努めてまいります。

(揭示済)

農 業 委 員 会

宇治市農業委員会公告第3号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定により、第26回宇治市農業委員会定例総会を、次のとおり招集します。

令和元年8月2日

宇治市農業委員会
会長 吉田 利一

開会日時 令和元年8月5日 13時30分
開会場所 宇治市役所 8階 大会議室
付議事項 1 農地法第3条の規定による許可申請に係る承認について
2 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
3 専決事項の報告
4 その他

公 営 企 業

宇治市上下水道事業公告第7号

宇治市排水設備指定工事業者の指定について

宇治市排水設備指定工事業者規程（平成24年宇治市水道事業管理規程第7号）第5条の規定により、宇治市排水設備指定工事業者を次のとおり指定したので、同規程第16条第1項の規定により公告します。

令和元年8月2日

宇治市長 山本 正

指定番号	指定工事業者名
第367号	イバライケ設備株式会社
第368号	株式会社TKP

